



佐賀県公報

平成20年
9月30日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

◎佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部を改正する規則 (七二・障害福祉課) 一

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (七三・会計課) 五

告 示

◎公金事務取扱要領の一部改正 (二六一・会計課) 八

◎指定金融機関等の指定の一部改正 (二六二・ク) 八

訓 令 申

◎佐賀県立佐賀コロナーの援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正 (二三・障害福祉課) 八

公布された規則のあらまし

○佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部を改正する規則(規則第七二号)

1 指導第一課、指導第二課、指導第三課、指導第四課及び授産課の分掌事務を見直すとともに、それぞれの課の名称を自立支援第一課、自立支援第二課、生活支援第一課、生活支援第二課及び生産活動支援課に改めることとした。

(第二条及び第四条関係)

2 佐賀コロナーの利用定員を一九〇人とする(第九条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二〇年一〇月一日から施行することとした。

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第七三号)

1 県が公金を支出する場合、指定金融機関等に対して、資金決済通知書を送付し、資金決済済書を受領することとした。(第六四条、第六六条、第六七条、

様式第五三号の二及び様式第五三号の三関係)

2 歳入歳出外現金の税金の中に地方法人特別税の区分を設けることとした。

(第一三三関係)

3 この規則は、平成二〇年一〇月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○ 規 則

佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

○佐賀県規則第七十二号

佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立佐賀コロナー管理規則(昭和四十五年佐賀県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第四条」に改める。

「指導第一課」「自立支援第一課

指導第二課 自立支援第二課

第二条中 指導第三課 を 生活支援第一課 に改める。

指導第四課 生活支援第二課

授産課 生産活動支援課

第四条の管理課の分掌事務の第五号及び第七号中「入所者」を「利用者」に改め、同課の分掌事務の第八号中「入所者の観察及び相談」を「利用者の相談」に改め、同条の指導第一課の分掌事務及び同課の課名、指導第二課の分掌事務及び同課の課名、指導第三課の分掌事務及び同課の課名、指導第四課の分掌事務及び同課の課名並びに授産課の分掌事務及び同課の課名を次のように改める。

自立支援第一課

- 一 軽度の利用者の生活介護及び施設入所支援に関すること。
- 二 軽度の利用者の地域移行に関すること。

自立支援第二課

- 一 中度の利用者の生活介護及び施設入所支援に関すること。
- 二 中度の利用者の地域移行に関すること。

生活支援第一課

- 一 重度の利用者の生活介護及び施設入所支援に関すること。
- 二 重度の利用者の地域移行に関すること。

生活支援第二課

- 一 最重度の利用者の生活介護及び施設入所支援に関すること。
- 二 最重度の利用者の地域移行に関すること。

生産活動支援課

- 一 利用者の生産活動に関すること。
- 二 利用者の地域移行に必要な作業支援に関すること。
- 三 他課職員の生産活動支援における技術的援助に関すること。

第八条第一項第四号中「援護」を「支援」に改める。

第九条の見出しを「(利用定員)」に改め、同条中「入所定員」を「利用定員」に、「二百六十人」を「百九十人」に改める。

第十条の見出しを「(利用者)」に改め、同条中「入所できる」を「利用することができる」に、「入所を」を「利用を」に改める。

第十一条第二項を削る。

第十二条第五号中「又は指定旧法施設支援」及び「又は入所者」を削る。

第十三条の見出しを「(利用者台帳)」に改め、同条中「入所者台帳(様式第三号)」を「利用者台帳(様式第二号)」に、「記載し」を「記載し」に改める。

様式第一号中「短期入所」を「生活介護支援・施設入所支援・短期入所」に、

申 込 内 容	利用期間	生活訓練等の 有・無	
	理由		
	送迎時間		
	食事回数	朝食 回	昼食 回
			夕食 回
緊急連絡先			
備 考			

を

緊急連絡先	
備 考	

に

以下は、短期入所の場合に記入してください。

利用予定期間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
食事回数	朝食 回	昼食 回	夕食 回		

改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第13条関係)

利用者台帳

記載日： 年 月 日 記載者： _____

氏名	(ふりがな)			様	生年月日	生	入所年月日
	年齢		性別		血液型		
身元引受人	氏名	続柄	緊急連絡先	氏名	続柄		
	住所	〒		住所			
	TEL	携帯		TEL	携帯		

療育手帳	県	程度	交付年月日	精神保健福祉手帳	県	交付年月日
	番号	次回判定日	番号		次回更新日	
身体障害者手帳	県	番号	等級	種	級	交付年月日
	障害名					

健康保険証	保険名称	受給サービス被保険者氏名	番号	重複加算 <input type="checkbox"/>	サ-ビス種類	<input type="checkbox"/> 生活介護
	記号・番号		程度区分	利用者負担額		<input type="checkbox"/> 経過措置
	有効期限		支給決定日	円		<input type="checkbox"/> 施設入所
	支給期間		~			<input type="checkbox"/> 短期入所

公的年金	種別	重度心身医療	番号	発行者
	番号		有効期限	~
	種別		受給者番号	
介護保険	番号	自立支援医療(精神通院)	指定病院	
	要介護度		指定薬局	
	番号		有効期限	~

家族	氏名	続柄	生年月日	職業等	連絡先/居所等

成年後見人制度	法定後見人(法人名)	種類	<input type="checkbox"/> 後見	<input type="checkbox"/> 保佐	<input type="checkbox"/> 補助
	住所	電話		FAX	

身体の状態

健康状態	身長	Cm	体重	Kg	BMI指数	BMI判定	平熱	℃
	受診機関	服薬内容					具体的な状態と必要な配慮:	
	既往歴							

摂 取 機 能	特別な配慮 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	咀嚼・えん下 <input type="checkbox"/> 配慮要 <input type="checkbox"/> 不要	誤えん <input type="checkbox"/> 配慮要 <input type="checkbox"/> 不要	水分摂取 <input type="checkbox"/> 配慮要 <input type="checkbox"/> 不要
	食事の種類 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 低エネルギー食 <input type="checkbox"/> 軟菜食 <input type="checkbox"/> 減塩食 <input type="checkbox"/> ヨード制限食 <input type="checkbox"/> 低カリウム減塩食	食事の形態 <input type="checkbox"/> 刻み <input type="checkbox"/> ミキサー <input type="checkbox"/> 果物ミキサー <input type="checkbox"/> 粥 <input type="checkbox"/> とろみ付け	食事の補助具等 <input type="checkbox"/> スプーン・箸 <input type="checkbox"/> 皿 <input type="checkbox"/> トレー <input type="checkbox"/> 椅子・テーブル <input type="checkbox"/> エプロン <input type="checkbox"/> その他	具体的な状態と必要な配慮：
肢 体 不 自 由	肢体不自由 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害部位 <input type="checkbox"/> 四肢体幹 上肢 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左 下肢 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左	援助の必要な動作 <input type="checkbox"/> ADL全般 <input type="checkbox"/> 移動・移乗 <input type="checkbox"/> 入浴 排泄 <input type="checkbox"/> 食事 着脱	福祉用具 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 補助具 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 頭部保護帽
	援助の必要度 <input type="checkbox"/> 高度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 軽度	屋内移動方法 <input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 車椅子(介助) <input type="checkbox"/> 車椅子(自走) <input type="checkbox"/> 四つ這い <input type="checkbox"/> つかまり歩き <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 独り歩き	屋外移動方法 <input type="checkbox"/> 車椅子(介助) <input type="checkbox"/> 車椅子(自走) <input type="checkbox"/> 四つ這い <input type="checkbox"/> つかまり歩き <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 独り歩き	具体的な状態と必要な配慮：
視 覚 障 害	視覚障害 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	援助の必要な動作 <input type="checkbox"/> ADL全般 <input type="checkbox"/> 移動・移乗 <input type="checkbox"/> 入浴 排泄 <input type="checkbox"/> 食事 着脱	具体的な状態と必要な配慮：	
	援助の必要度 <input type="checkbox"/> 高度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 軽度	福祉用具 <input type="checkbox"/> 白杖 <input type="checkbox"/> その他		
聴 覚 障 害	聴覚障害 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	福祉用具 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> その他	具体的な状態と必要な配慮：	
	援助の必要度 <input type="checkbox"/> 高度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 軽度			
知 的 障 害	知能指数 IQ 知能検査 による	知能障害水準 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 最重度	具体的な状態と必要な配慮：	
精 神 障 害	てんかん <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発生頻度	発作の状態と必要な対応：	
	最終発作 精神症状		必要な対応の留意点：	
【 老 化 に 関 す る 事 項 】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 運動機能面の衰え <input type="checkbox"/> 生活意欲の低下 <input type="checkbox"/> その他				
【 特 記 事 項 】				

様式第三号を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

○佐賀県規則第七十三号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項後段を次のように改める。

この場合においては、当日分の支払済合計額を記載した資金決済通知書（様式第五十三号の二）を取引店に送付し、取引店から資金決済済書（様式第五十三号の三）を受領しなければならない。

第六十六条第三項中「支払日当日に、支払依頼合計額を券面金額とし、取引店を受取人とした小切手及び小切手振出済通知書」を「支払依頼合計額を記載した資金決済通知書」に、「交付」を「送付」に改め、同条第四項中「取引店の現金取扱済日付印を押した小切手振出済通知書」を「資金決済済書」に改める。

第六十七条第三項中「券面金額とし、取引店を受取人とした小切手及び小切手振出済通知書」を「記載した資金決済通知書」に、「交付」を「送付」に、「取引店の現金取扱済日付印を押した小切手振出済通知書」を「資金決済済書」に改め、同条第四項中「券面金額として取引店を受取人とした小切手及び小切手振出済通知書」を「記載した資金決済通知書」に、「交付」を「送付」に改める。

第三百三十三条の表の一歳入歳出外現金の三税金の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方法人特別税

様式第五十三号の次に次の二様式を加える。

様式第 5 3 号の 2

資 金 決 済 通 知 書

年度	年度
----	----

作成日 年 月 日
支払日 年 月 日

コード	会 社 名	計 称	金 額		合 計	円	備 考
			歳 入	歳 出			
合 計							

地方自治法施行令第 1 6 8 条の 3 第 2 項の規定により、上記のとおりお支払いください。

年 月 日

佐賀県指定金融機関 (佐賀県指定代理金融機関) 様

佐賀県会計管理者



附 則

(施行期日)
 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県財務規則第六十六条第三項の規定は、平成二十年十月一日以降に県が行う送金払から適用する。

○ 告 示

○佐賀県告示第三百六十一号

公金事務取扱要領(平成四年佐賀県告示第二百二十六)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第十一条第四項を次のように改める。

4 取引店は、会計管理者から前項の規定により報告した直接払に係る支払済合計額を記載した資金決済通知書の送付を受けたときは、これを決済し、会計管理者に資金決済済書を送付しなければならない。

第十四条第二項を次のように改める。

2 取引店は、前項の規定により送金の依頼を受けたものについて、会計管理者から資金決済通知書の送付を受けたときは、これを決済し、会計管理者に資金決済済書を送付するとともに、依頼書等に基づいて口座振替については送金し、県費送金については送金の手続を行わなければならない。

第十四条第五項を次のように改める。

5 取引店は、前項の規定により取引店又は緊急支払店が支払依頼を受けたものについて会計管理者から資金決済通知書の送付を受けたときは、これを決済し、会計管理者に資金決済済書を送付しなければならない。

○佐賀県告示三百六十二号

指定金融機関等の指定(平成十三年佐賀県告示第百六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

三の表中

大川信用金庫	佐賀県内の全ての店	県公金の収納事務
株式会社商工組合中央金庫	佐賀県内の全ての店舗	県公金の収納事務
大川信用金庫	"	"
商工組合中央金庫	"	"
佐賀東信用組合	"	"
佐賀東信用組合	"	"
佐賀東信用組合	"	"

を

に、

を

に改める。

○ 訓 令 甲

○佐賀県訓令甲第十三号

健康福祉本部

佐賀県立佐賀コロニー

佐賀県立佐賀コロニーの援護の業務に直接従事する職員の過休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年九月三十日

佐賀県知事 古川 康

題名を次のように改める。

佐賀県立佐賀コロニーの支援の業務に直接従事する職員の過休日等に関する規程

第一条中「援護」を「支援」に改める。

第三条第一項の表に次のように加える。

D	十六時	翌日の零時四十五分
E	零時四十五分	九時三十分

附 則

この訓令は、平成二十年十月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年九月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社